

海外安全対策情報（香港・マカオ）

1 2024年10月から12月までの間に日本人が巻き込まれた犯罪（当館把握分）

(1) 香港

日本人の犯罪被害件数は2件で、被害内容は脅迫及び航空機内における窃盗による被害でした。また、香港では、詐欺事件が犯罪全体の約4割を占めており、様々な種類の詐欺が発生している状況であるため、注意が必要です。

詐欺事件に関しては、日系企業を狙った詐欺未遂事件が2021年4月から複数件発生しているとして当館から累次にわたり注意喚起を行っていましたが、その後も同様の手口による詐欺事件が続き、被害が生じたとの事例もあることから、2023年7月、当館から改めて注意喚起を行っていません。今後も同様の事案が発生するおそれがありますので十分にご注意ください。

(参考 URL : 香港警察 HP)

<https://www.adcc.gov.hk/en-hk/statistic.html>

(参考 URL : 当館 HP) その電話、詐欺かも！？ (電話詐欺に関する注意喚起)

https://www.hk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/scam_call.html

(2) マカオ

日本人の犯罪被害は報告されていません。

2 殺人・強盗等凶悪犯罪の事例

香港・マカオともに、2024年10月から12月までの間、日本人の被害は報告されていません。

3 テロ・爆弾事件発生状況

香港・マカオともに、2024年10月から12月までの間、テロ・爆弾事件の発生は報告されていません。

4 対日感情

(1) 香港

一般的には極めて良好です。ただし、先の大戦等に関連して我が国に対する要求を行う団体、尖閣諸島に関して中国の領有権を主張する団体等による抗議活動が依然として行われることがあります。一例として、2024年

9月18日には満州事変に関連して、また、同年12月13日には南京事件に関連して、複数の団体が横断幕等を掲げて抗議活動を行っています。

(2) マカオ

一般的には極めて良好です。ただし、過去には、先の大戦等に関連して我が国に対する要求を行う団体、尖閣諸島に関して中国の領有権を主張する団体等による抗議活動が行われました。

5 日本企業の安全に関する諸問題

(1) 香港

上記1の日系企業を狙った詐欺事件を除いては、日本企業の安全に関する問題は報告されていません。2020年6月末に制定・施行された香港国家安全維持法を巡って、2025年1月に在香港日本国総領事館、ジェトロ香港、香港日本人商工会議所の3者で実施した当地日系企業に対する第15回香港を取り巻くビジネス環境にかかるアンケートでは、同法について懸念するとの回答が41.9%（2024年9月の前回調査では43.7%）となりました。

なお、2024年3月には、国家安全維持条例が制定・施行されました。右記アンケートでは、同条例について懸念するとの回答が38.0%（前回調査では39.6%）となりました。同条例による日本企業の安全に関する問題は報告されていません。

(2) マカオ

治安等を巡って特段の問題は報告されていません。

6 治安情勢

(1) 香港における抗議活動

2019年に多数発生した大規模な集会やデモ等は認められず、また、破壊活動を伴うような違法な抗議活動も見られず、当地の情勢は基本的に落ち着きを取り戻した状況が続いています。

他方、今後も激しい抗議活動が突発的に発生する可能性はあります。こうした活動に巻き込まれると、身に危険が及ぶおそれがあるほか、抗議者と間違われて逮捕される可能性もありますので、抗議活動には不用意に近づかないようにするとともに、その様子をスマートフォン等で撮影したり、個人のSNSで発信する等の行為を不用意に行わないように注意してください。

(2) 香港警察発表による2024年1月～12月の犯罪発生件数

2024年1月～12月の犯罪発生件数は94,747件で、前年より4,471件

(5.0%) 増加しています。

詐欺事件は 44,480 件発生しており、前年と比較して 4,656 件 (11.7%) 増加し、犯罪全体に占める割合は 46.9% と依然として高い状況です。「カスタマーサービススタッフのなりすまし」という新しい詐欺の手口が出現しており、この手口による詐欺が 5,575 件発生しています。

その他の犯罪では、恐喝事件は前年比 372 件 (14.0%) 増の 3,031 件、レイプは前年比 10 件 (14.9%) 増の 77 件、万引きは前年比 543 件 (6.6%) 増の 8,764 件となっています。

また、香港政府は、インターネットを利用した高速決済システム (FPS) を利用する際、不審な口座への振り込み時に警報を発するシステムを導入するとともに、引き続き注意を呼びかけています。

(3) マカオ保安局発表による 2024 年 1 月～12 月の犯罪発生件数

2024 年 1 月～12 月の犯罪発生件数は 14,298 件で、前年より 811 件 (6.0%) 増加しました。2023 年及び 2019 年の同時期と比較して増加していますが、これは主に詐欺犯罪及びコンピューター犯罪の継続的な増加によるものです。一方で重大な暴力犯罪、薬物関連犯罪、賭博関連犯罪、窃盗や強盗など人々の生活に影響を及ぼす犯罪は 2019 年より減少しており、マカオ保安局はマカオの全体的な法秩序の状況は安定しているとの見解を示しています。

2024 年中、詐欺犯罪のうち電話詐欺の件数は 355 件であり、前年と比較して 57 件減少しましたが、2019 年と比較して 235 件増加しています。そのうち「政府関係者になりすます」という手口が 7 割以上を占めており、電話詐欺の中で最も多い手口でした。インターネット詐欺の件数は 932 件であり、前年及び 2019 年と比較してそれぞれ 38 件、618 件増加しており、主な手口はオンライン投資詐欺、チケット販売詐欺、オンラインショッピング詐欺などでした。

7 その他の注意喚起

(1) 香港・マカオにおける安全対策について

2024 年 9 月 18 日に発生した広東省深圳日本人学校児童の殺傷事件や、近時、その他中国各地で人の集まる場所で発生した刺傷事件等に関し、その都度、当館から安全対策にかかる領事メールを発出し、在留邦人や当地への渡航者に注意喚起を行っています。当地での滞在時は、以下の点について十分対策をとるようご注意ください。

- 当地の状況は中国各地の状況とは必ずしも同様ではないものの、外出の際は、不審者や車、バイクの接近等、周囲の状況にくれぐれも留意

し、安全確保に努め、複数人で外出する等、特にお子様連れの場合には十分に対策をとるよう注意する。

- 中国本土へ入境する場合は、特に以下のような点に留意する。
 - ・ 現地の習慣を尊重し、現地の方と接する際には言動や態度に注意する。
 - ・ 周囲の状況に注意を払い、大勢の人が集まる広場等の場所では特に注意する。
 - ・ 少しでも不審に感じる人物や集団等を見かけた際には近付かないようにし、速やかにその場を離れる。

(2) クレジットカード情報の盗難について

報道によると、ダーク・ウェブ上で不正に売買されているクレジットカード情報のうち、香港で発行されたものは約 40 万件に上るとされています。これは、被害件数としては米国及び豪州に次ぎ世界で三番目に多いとされるほか、人口との比率で見ると最も高いこととなるため、特に注意が必要です。

このような状況を踏まえ、当館では、香港警察から、クレジットカード情報の盗難の手口及び予防方法について、以下のとおりアドバイスをいただいています。

ア 手口

- フィッシング詐欺
虚偽のインターネットサイトを設けた上、email や SMS を送信し、様々な口実（例：アカウント情報の更新や未払いの支払いがあるなど）を用いてクレジットカード情報を入力させるようとする。
- 店頭端末（POS 端末）システムへのハッキング
店頭端末システムへハッキングをし、顧客のクレジットカード情報を窃取する。

イ 予防方法

- 信頼性の高いオンラインショップを利用する。
- “https” により暗号化されたウェブサイトにおいてのみオンライン決済をする。
- 共用パソコンから、オンラインバンキングにログインしたり、クレジットカード情報を入力したりしない。
- POS 端末にウイルス対策ソフトを導入し、内部ネットワークにのみ接続する。
- フィッシング詐欺サイトや email に注意し、怪しい email の添付ファイルやリンクをクリックしない。

- クレジットカードの請求書を適時に確認するとともに、怪しい請求については報告する。
- クレジットカード情報を含む個人情報を保護する。
- クレジットカード情報を含む個人情報の開示を求められた際は、注意し、慎重に対応する。
- オンライン決済をする際に必要となるワン・タイム・パスワードを第三者に教えない。
- 見たことのないアプリやウェブサイトにおいて、クレジットカード情報やセキュリティ・コードを入力しない。

(3) 航空機内の窃盗事案について

香港警察発表の統計によると、2024年の窃盗事案は前年と比較し3.0%の微減でした。しかし、日本人から航空機内で窃盗被害を受けた事案が複数報告されているほか、2024年1月から8月の間に香港行きの航空機内で手荷物として持ち込んだ金品が盗まれる事件が132件発生しており、前年同期比164%増加しているという報道もありますので、航空機内においては、貴重品は自分の目の届く範囲で管理する（頭上の荷物棚に収納する荷物に財布、腕時計、貴金属などを入れない）ようご注意ください。

(4) スリ・ひったくりについて

スリやひったくりを含む窃盗事案は誰もが被害に遭う可能性がありますので、以下の点にご留意ください。

- バッグ等は道路側に持たず、建物側に持つようにするとともに、ショルダーバッグの場合はたすき掛けにする。
- 夜間帯はできるだけ明るく、人通りの多い道を進んで歩く。また、後方からオートバイ等のエンジン音が聞こえたら、後方を警戒する。
- 「スマートフォンを使用しながら」、「音楽を聴きながら」などの「ながら」歩きは周囲の状況が分かりにくくなるので控える。
- 公共交通機関等の利用時を含め、第三者が居合わせる場所に出向く際には、手荷物の自己管理を徹底する。

(5) 短期商用活動を行う際の就労査証（ビザ）取得について

香港では、観光等の目的で90日以内の滞在を予定している日本旅券所持者に対し、査証免除措置が適用されていますが、その範囲で可能な商用活動の範囲は極めて限定されており、その範囲を超えて何らかの商用活動を行う場合には「就労査証（ビザ）」の取得が必要です。仮に「就労査証（ビザ）」を取得することなく商用活動と見なされる活動を行っていると思われる場合には「入境条例」違反により逮捕・拘留され、本人の雇用主も同様に「入境条例」違反となる可能性があります。香港において「就

労」と見なされる可能性のある活動を行う場合や、そのような活動を行う者を雇用する場合は「入境条例」違反とならないよう事前に関係情報を確認するなど、十分注意してください。

(参考 URL : 香港入境事務處 HP)

<http://www.immd.gov.hk/eng/faq/visit-transit.html>

(参考 URL : 当館 HP)

<https://www.hk.emb-japan.go.jp/files/000380758.pdf>

(6) 持込み・持出し禁止物品について

ア 代替喫煙製品（加熱式タバコ、電子タバコ、ハーブタバコ等）

香港では2022年4月30日から、マカオでは2022年12月5日から、代替喫煙製品（加熱式タバコ、電子タバコ、ハーブタバコ等）の輸入や所持等が禁止となりましたので、十分注意してください。

また、タバコの持込みにおける免税範囲は、タバコ19本、葉巻1本、刻みタバコ25グラムのいずれかまでとされています。その範囲を超えて持ち込む場合や商業目的で持ち込む場合は、申告及び関税の支払いが必要となりますので、十分注意してください。

(参考 URL : 香港海関 HP)

https://www.customs.gov.hk/en/passenger_clearance/duty_free/index.html

(参考 URL : 香港衛生署 HP)

https://www.taco.gov.hk/t/english/legislation/legislation_asp.html

(参考 URL : マカオ海関 HP)

<https://www.customs.gov.mo/cn/customs2.html>

(参考 URL : 当館 HP)

https://www.hk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/20190830_taxfree.html

イ 違法薬物

ヘロイン、覚せい剤および大麻等の密輸、販売、所持及び運搬は禁止されています。違法薬物の密輸は、それが意図的であるか否かにかかわらず、その行為のみで重い刑罰が科される可能性がありますので、薬物犯罪に巻き込まれないようご注意ください。

また、2023年2月1日から大麻由来成分「カンナビジオール」(CBD)及びカンナビジオールを含む製品について、2025年2月14日からスペースオイルドラッグの主成分として乱用されている麻酔薬「エトミデート」とその3つの類似物質（メトミデート、プロポキサート、イソプロポキサート）について、輸出入、製造、所持、使用が禁止となりました。最近、香港では、スペースオイルドラッグと呼ばれる違法薬物が流行しており、使用した者が死亡する事案も発生しています。スペースオイルドラッ

グは、電子たばこ等を利用した簡易的な方法で乱用することが可能な違法薬物です。これらに違反すると最大で 500 万香港ドルの罰金と終身刑に処せられる可能性がありますので、十分注意してください。

(参考 URL: 香港保安局禁毒處 HP)

<https://www.nd.gov.hk/en/CBD.html>

https://www.nd.gov.hk/en/space_oil_drug.html

(参考 URL : 香港政府 HP)

<https://www.info.gov.hk/gia/general/202502/12/P2025021100159.htm>

ウ スタンガン、催涙スプレー等の武器

スタンガン、催涙スプレー、ナックル、警棒、ナイフ等は「武器」として取り扱われ、その所持は法律で禁止されています。これに違反すると、最大で 10 万香港ドルの罰金と禁錮 14 年の刑に処せられる可能性があります。また、香港への旅行者や香港でトランジットする旅行者が「武器」を所持していたとして、香港国際空港で逮捕されるケースがあることから、十分注意してください。

(参考 URL : 香港警察 HP)

https://www.police.gov.hk/ppp_en/04_crime_matters/cpa/cpa_at_01.html

エ 金地金の密輸

金地金（金塊に加えて一部加工された金製品を含む）の香港から日本への密輸入事件が発生しています。金の密輸入の多くは、旅行者等に日本までの運搬を依頼する手口によるもので、金の密輸入を依頼する者は、暴力団等の犯罪組織です。

また、2024 年には、日本行きの航空貨物便を利用した事案も発生しています。金の密輸入は脱税を伴う重大犯罪であり、犯則者には厳格な処分が行われるので、こういった犯罪に巻き込まれないよう、十分注意してください。

オ 日本への肉製品の持ち込み

海外から日本に携帯品（お土産を含む）として違法に持ち込まれる畜産物からアフリカ豚コレラの感染症のウイルスが分離されるなど、日本の家畜へのリスクが高まっていることを受け、2019 年 4 月 22 日から、日本への肉製品の持ち込みに対する対応が厳格化されました。対象品は、偶蹄類の動物（牛、豚、山羊、羊、鹿など）、馬、家きん、犬、兎、みつばち由来のもので、香港からの持ち込みが特に多いものは、牛豚干肉、ソーセージパン、豚肉ソーセージ、肉製品を含む弁当（機内食の持ち帰りを含む）、鶏爪、肉まんが挙げられます。動物検疫所による輸入検査を受けずに対象品を持ち込んだ場合は、家畜伝染病予防法により、3 年以下の懲役

又は 100 万円以下の罰金が科せられるので、日本に帰国される際は、十分注意してください。

(参考 URL : 農林水産省動物検疫所 HP)

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

<https://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

※ 海外安全対策情報について、香港政府及びマカオ政府の報道発表資料等を反映させる必要があるため、掲載まで時間を要することをご了承ください。